

# 条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について

宮崎県環境森林部、農政水産部、県土整備部が発注する建設工事の入札公告の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語の説明については、以下のとおりです。

なお、指名競争入札における「入札参加資格確認事項」における用語についても同様の取扱いとします。

**※ 以下を含む入札公告等の内容に関して疑問点や不明な点がある場合は、必ず入札公告に記載された質問期間中に電子メールにより、発注機関に質問してください。**

## 【工事】

### 1 事業所の所在地に関する事項

- (1) 「建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）」の取扱い  
建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- (2) 「建設業法第3条第1項に規定する営業所」の取扱い  
営業所は、「建設工事の種類」に示す業種の許可を受けた営業所に限る。

### 2 施工実績に関する事項

- (1) 「〇年度以降に完成した」の取扱い  
完成とは、引渡し完了した工事をいう。
- (2) 「国」「県」「市町村」「民間事業者」に該当する発注者  
国： 国土交通省、農林水産省、防衛省、内閣府  
県： 知事部局、教育庁、県警本部、病院局、企業局など（※47都道府県が対象）  
市町村： 市町村、一部事務組合、広域連合（※全国の市町村が対象）  
民間事業者： 高速道路株式会社、道路公社、JR九州、特殊法人など  
※発注案件毎に求める工事の発注者が異なるため注意してください。
- (3) 施工場所を求めている場合に該当する地域  
宮崎県内： 県内26市町村内が対象。工事区域が県外に跨いだ場合も可  
九州内： 沖縄県を含む、8県内が対象  
日本国内： 国内47都道府県が対象  
※発注案件毎に求める工事の施工場所が異なるため注意してください。
- (4) 「主たる工事内容」を求めている場合の取扱い  
工事の直接工事費に占める金額の割合が最も高い工種を、「主たる工事内容」と判断します。  
なお、コリンズの登録内容確認書で判断ができないものについては、設計書や見積書の写し、発注機関の証明書等の提出をお願いします。
- (5) 工事内容の施工量（総延長や面積等）を求めている場合の取扱い  
求めている施工量を1契約の工事で満たしている必要があります。

### 3 配置技術者に関する事項

(1) 配置技術者の資格については、別紙を参照してください。

(2) 配置技術者に施工実績を求めている場合の取扱い

「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験」とは、対象工事の全ての期間で従事した経験に限ります。

ただし、工場製作をとまなう工事等で、入札公告で製作と架設で異なる配置技術者を認めている工事等については、入札公告で別途定めます。

なお、「現場代理人等」には、専門技術者や担当技術者も含まれますが、施工体制台帳や施工計画書、発注機関の証明書等で、対象工事の全ての期間に従事したことを確認します。

(3) 「県が総合評価落札方式又は施工体制評価型総合評価落札方式により発注した他の工事」に該当する発注者（※総合評価落札方式の場合のみ）

宮崎県（知事部局、教育庁、県警本部、病院局、企業局など）

(4) 「県が総合評価落札方式又は施工体制評価型総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。」の取扱い（※総合評価落札方式の場合のみ）

本工事の配置予定技術者が手持工事（県が総合評価落札方式又は施工体制評価型総合評価落札方式により発注した工事）の主任（監理）技術者となっている場合、契約日までに手持工事の工事完成届を提出し、工事着手日までに手持工事の引渡しが完了すれば、本工事の主任（監理）技術者になることができます。

(5) 監理技術者については、建設業法第26条に基づき、専任を要しない場合があります。

（令和2年10月1日以降の取扱い）

### 4 その他（注意事項）

- ・ コリンズの登録内容確認書で参加資格の確認を行えないものについては、契約書の写しや発注者の証明書等、内容が確認できる資料を提出してください。

**配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者)の資格等**

別紙 1/4

①技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるもの

※建設工事の種類に応じ表-1に掲げる資格

②平成元年1月30日建設省(現、国土交通省)告示第128号(最終改正平成12年12月12日)による要件

※表-2に示す特別講習を受講し、効果評定に合格したもの(5年ごとに更新)

【表-1】配置予定技術者(主任技術者)として必要な資格一覧

建設工事の種類	建設業法「技術検定」	建築士法「建築士試験」	技術士法「技術士試験」
土木工事業 (土木一式工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)〕
建築工事業 (建築一式工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
大工工事業 (大工工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
左官工事業 (左官工事)	1級建築施工管理技士		
とび・土工工事業 (とび・土工・コンクリート工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)〕
石工事業 (石工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		
屋根工事業 (屋根工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
電気工事業 (電気工事)	1級電気工事施工管理技士		技術士〔電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門(電気電子部門又は建設部門に係るもの)〕
管工事業 (管工事)	1級管工事施工管理技士		技術士〔機械部門(熱工学又は流体工学)、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門(熱工学、流体工学又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るもの)〕
タイル・れんが・ブロック工事業 (タイル・れんが・ブロック工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
鋼構造物工事業 (鋼構造物工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士	1級建築士	技術士〔建設部門(鋼構造物及びコンクリート)、総合技術監理部門(鋼構造物及びコンクリート)〕
鉄筋工事業 (鉄筋工事)	1級建築施工管理技士		
ほ装工事業 (ほ装工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、総合技術監理部門(建設部門に係るもの)〕
しゅんせつ工事業 (しゅんせつ工事)	1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門に係るもの又は水産土木)〕
板金工事業 (板金工事)	1級建築施工管理技士		
ガラス工事業 (ガラス工事)	1級建築施工管理技士		
塗装工事業 (塗装工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		
防水工事業 (防水工事)	1級建築施工管理技士		
内装仕上工事業 (内装仕上工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
機械器具設置工事業 (機械器具設置工事)			技術士〔機械部門、総合技術監理部門(機械部門に係るもの)〕
熱絶縁工事業 (熱絶縁工事)	1級建築施工管理技士		
電気通信工事業 (電気通信工事)			技術士〔電気電子部門、総合技術監理部門(電気電子部門)〕
造園工事業 (造園工事)	1級造園施工管理技士		技術士〔建設部門、森林部門、(林業又は森林土木)、総合技術監理部門(建設部門に係るもの、林業又は森林土木)〕
さく井工事業 (さく井工事)			技術士〔上下水道部門、上下水道及び工業用水道)、総合技術監理部門(上下水道及び工業用水道)〕
建具工事業 (建具工事)	1級建築施工管理技士		
水道施設工事業 (水道施設工事)	1級土木施工管理技士		技術士〔上下水道部門、衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理)、総合技術監理部門(上下水道部門に係るもの、水質管理又は廃棄物管理)〕
清掃施設工事業 (清掃施設工事)			技術士〔衛生工学部門(廃棄物管理)、総合技術監理部門(廃棄物管理)〕

配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者)の資格等

【表-2】特別認定一覧表

業種		特別講習名
特別認定業種	土木工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成二年度の土木技術者特別認定講習
	建築工事業	(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成二年度の建築技術者特別認定講習
	管工事業	(財)全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成二年度の管工事技術者特別認定講習
	鋼構造物工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成二年度の土木技術者特別認定講習又は(財)建設業振興基金の行う平成元年度若しくは平成二年度の建築技術者特別認定講習
	ほ装工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成二年度の土木技術者特別認定講習
	電気工事業	(財)建設業振興基金の行う平成七年度又は平成八年度の電気工事技術者特別認定講習
	造園工事業	(財)全国建設研修センターの行う平成七年度又は平成八年度の造園技術特別認定講習

※ 土木～ほ装工事業においては、昭和63年の改正建設業法により、専任・監理技術者は国家資格を有する者に限られることとなった。そのための経過措置として特別認定を2ヶ年のみ行っている。同じく、電気・造園工事業においても、平成6年の建設業法施行令の改正により、指定建設業に追加されたため、経過措置として2ヶ年のみ特別認定を行っている。

配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又は2級〇〇施工管理技士の資格を有する者その他建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者)の資格等

- イ・学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業後5年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの(学科の内訳一建設業法施行規則 第1条)
- ・学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの(学科の内訳一建設業法施行規則 第1条)
- ロ・当該建設業に係る建設工事に関し10年以上の実務経験を有する者
- ハ・国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するもの認定した者(建設業法施行規則第7条の3)

- ①旧実業学校卒業程度検定規定による検定で施行規則第1条に規定する学科に合格した後5年以上実務経験を有する者
- ②旧専門学校卒業程度検定規定による検定で施行規則第1条に規定する学科に合格した後3年以上実務経験を有する者
- ③建設工事の種類に応じ、それぞれ下表に掲げる者

別紙 3/4

R01.11.時点

建設工事の種類	建設業法「技術検定」	建築士法「建築士試験」	技術士法「技術士試験」	職業能力開発促進法「技能検定」	その他	登録基幹技能者(登録〇〇基幹技能者) ※10年以上の実務経験が必要	(ア)工事業及び(イ)工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、(イ)工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
土木工事業 (土木一式工事)	・1,2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・農業部門(農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)				
建築工事業 (建築一式工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(建築)	・1,2級建築士					
大工工事業 (大工工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体又は仕上げ)	・1,2級建築士 ・木造建築士		・1,2級建築大工、型枠施工 ※2級の場合、合格後、大工工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・型枠 ・建築大工	・(ア)建築、(イ)大工 ・(ア)内装仕上、(イ)大工
左官工事業 (左官工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級左官 ※2級の場合、合格後、左官工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・左官 ・外壁仕上	
とび・土工工事業 (とび・土工・コンクリート工事)	・1,2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木又は薬液注入) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)		技術士 ・建設部門 ・農業部門(農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)	・1級及び、型枠施工、コンクリートの圧送施工又はウェルポイント施工 ・2級及び(合格後、とび工事に関し3年以上の実務経験を有する者) ・2級型枠施工、コンクリートの圧送施工(合格後、コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者) ・2級ウェルポイント施工(合格後、土工工事に関し3年以上の実務経験を有する者)	・地すべり防止工事士 ※登録後、土工工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・基礎ぐい工事試験の合格者	・橋梁 ・コンクリート圧送 ・トンネル ・機械土工 ・PC ・高、土工 ・切断穿孔 ・エクステリア ・グラウト ・運動施設 ・基礎工 ・標識、路面標示 ・土工	・(ア)土木、(イ)とび・土工 ・(ア)解体、(イ)とび・土工
石工事業 (石工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級ブロック建築、石材施工 ※2級の場合、合格後、石工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・コンクリート積みブロック施工		・エクステリア	
屋根工事業 (屋根工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)	・1,2級建築士		・1,2級建築板金、かわらぶき ※2級の場合、合格後、屋根工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・建築板金	(ア)建築、(イ)屋根
電気工事業 (電気工事)	・1,2級電気工事施工管理技士		技術士 ・電気電子部門 ・建設部門 ・総合技術監理部門(電気電子部門又は建設部門に係るもの)		・第1,2種電気工事士 ※第2種は免状交付後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・第1,2,3種電気主任技術者 ※免状交付後、電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者 ・建設設備士 ※資格取得後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・1級計装士 ※合格後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者	・電気工事	
管工事業 (管工事)	・1,2級管工事施工管理技士		技術士 ・機械部門(流体工学又は熱工学) ・上下水道部門 ・衛生工学部門 ・総合技術監理部門(流体工学、熱工学又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るもの)	・1,2級建築板金(ダクト板金作業)、冷却空調調和機器施工、配管(建築配管作業) ※2級の場合、合格後、管工事に関し3年以上の実務経験を有する者	・給水装置工事主任技術者 ※免状交付後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・建設設備士 ※資格取得後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ・1級計装士 ※合格後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者	・配管 ・ダクト ・冷凍空調	
タイル・れんが・ブロック工事業 (タイル・れんが・ブロック工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体又は仕上げ)	・1,2級建築士		・1,2級タイル張り、築炉、ブロック建築 ※2級の場合、合格後、タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・エクステリア ・タイル張り ・ALC	
鋼構造物工事業 (鋼構造物工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)	・1級建築士	技術士 ・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ・総合技術監理部門(鋼構造及びコンクリート)	・1,2級タイル張り、築炉、ブロック建築 ※2級の場合、合格後、タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・橋梁	
鉄筋工事業 (鉄筋工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体)			・鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)の合格後、鉄筋工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ※1級鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)に合格した者については、実務経験は要しない。		・PC ・鉄筋 ・圧接	

別紙 4/4

建設工事の種類	建設業法 「技術検定」	建築士法 「建築士試験」	技術士法 「技術士試験」	職業能力開発促進法 「技能検定」	その他	登録基幹技能者 (登録〇〇基幹技能者) ※10年以上の実務経験が必要	(ア)工事業及び(イ)工事業に係る建設 工事に関し12年以上の実務経験を有す る者のうち、(イ)工事業に係る建設工事 に関し8年を超える実務経験を有する者
舗装工事業 (舗装工事)	・1,2級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの)			・運動施設	
しゅんせつ工事業 (しゅんせつ工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・建設部門 ・水産部門(水産土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの又は 水産土木)			・海上起重	(ア)土木、(イ)しゅんせつ
板金工事業 (板金工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級工場板金、建築板金 ※2級の場合、合格後、板金工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・建築板金	
ガラス工事業 (ガラス工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級ガラス施工 ※2級の場合、合格後、ガラス工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・硝子工事	(ア)建築、(イ)ガラス
塗装工事業 (塗装工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級塗装 ※2級の場合、合格後、塗装工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ・路面標示施工		・建設塗装 ・外壁仕上 ・標識、路面標示	
防水工事業 (防水工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級防水施工 ※2級の場合、合格後、防水工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・防水 ・外壁仕上	(ア)建築、(イ)防水
内装仕上工事業 (内装仕上工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)	・1,2級建築士		・1,2級の畳製作、内装仕上げ施工、表装 ※2級の場合、合格後、内装仕上げ工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・内装仕上工事	・(ア)建築、(イ)内装仕上 ・(ア)大工、(イ)内装仕上
機械器具設置工事業 (機械器具設置工事)			技術士 ・機械部門 ・総合技術監理部門(機械部門に係るもの)				
熱絶縁工事業 (熱絶縁工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級熱絶縁工事 ※2級の場合、合格後、熱絶縁工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・保温保冷	(ア)建築、(イ)熱絶縁
電気通信工事業 (電気通信工事)			技術士 ・電気電子部門 ・総合技術監理部門(電気電子部門に係るもの)		電気通信主任技術者 ※資格者証交付後、電気通信工事に関し5 年以上の実務経験を有する者	・電気工事	
造園工事業 (造園工事)	・1,2級造園施工管理技士		技術士 ・建設部門 ・森林部門(林業又は森林土木) ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの、林 業又は森林土木)	・1,2級造園 ※2級の場合、合格後、造園工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・造園 ・運動施設	
さく井工事業 (さく井工事)			技術士 ・上下水道部門(上下水道及び工業用水道) ・総合技術監理部門(上下水道及び工業用 水道)	・1,2級さく井 ※2級の場合、合格後、さく井工事に関し3年以上の実務経験を有する者	地すべり防止工事士 ※登録後、さく井工事に関し1年以上の実務 経験を有する者		
建具工事業 (建具工事)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(仕上げ)			・1,2級建具製作、カーテンウォール施工、サッシ施工 ※2級の場合、合格後、建具工事に関し3年以上の実務経験を有する者		・サッシ、カーテンウォール	
水道施設工事業 (水道施設工事)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)		技術士 ・上下水道部門 ・衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理) ・総合技術監理部門(上下水道部門に係るも の、水質管理又は廃棄物管理)				(ア)土木、(イ)水道施設
消防施設工事業 (消防施設工事)					甲種又は乙種消防設備士	・消火設備	
清掃施設工事業 (清掃施設工事)			技術士 ・衛生工学部門(廃棄物管理) ・総合技術監理部門(廃棄物管理)				
解体工事業 (解体工事) ※平成33年3月31日までは、 「とび・土工事業」の技術者 (平成28年6月1日時点で既 存)は、「解体工事業」の技術者 要件を満たすとみなす	・1級土木施工管理技士※ ・2級土木施工管理技士(土木)※ ・1級建築施工管理技士※ ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※ ※平成27年度までの合格者は、解体工事 に関する実務経験1年以上又は登録解体 工事講習の受講が必要		技術士 ・建設部門※ ・総合技術監理部門(建設部門に係るもの)※ ※当面の間、解体工事に関する実務経験1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要	・1級とび ・2級とび(合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者)	登録解体工事試験の合格者		・(ア)土木、(イ)解体 ・(ア)建築、(イ)解体 ・(ア)とび・土工、(イ)解体